

南伊勢町 循環型社会形成推進地域計画

令和2年1月

令和4年1月

令和4年11月

三重県 南伊勢町

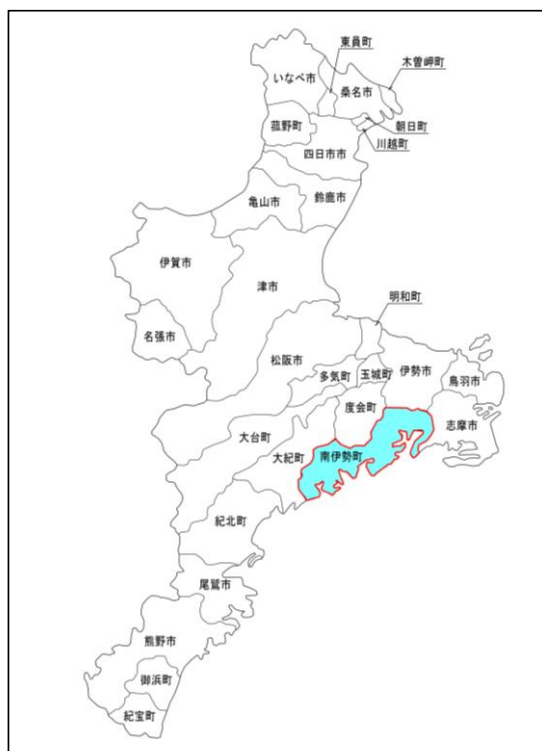
目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向性	1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	7
3. 施策の内容	9
(1) 発生抑制、再使用の推進	9
(2) 処理体制	12
(3) 処理施設の整備	16
(4) 施設整備に関する計画支援事業	16
(5) その他の施策	17
4. 計画のフォローアップと事後評価	18
(1) 計画のフォローアップ	18
(2) 事後評価及び計画の見直し	18
添付資料	
添付 1 対象地域図	資 1
様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (令和 2 年度)	資 2
様式 1 添付 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	資 5
様式 1 添付 2 地域内の施設の現況と予定 (位置図)	資 9
様式 1 添付 3 汚水衛生処理人口のトレンドグラフ	資 10
様式 1 添付 4 生活排水処理構想エリアマップ	資 11
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (令和 2 年度)	資 12
参考資料様式 1 施設概要 (マテリアルリサイクル施設)	資 13
参考資料様式 7 施設概要 (浄化槽系)	資 14
参考資料様式 7 施設概要 (浄化槽系)	資 15
参考資料様式 7 計画支援概要	資 16

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ① 構成市町村：三重県 南伊勢町
- ② 面積：241.89km²
- ③ 人口：12,872人
(平成30年10月1日現在:住民基本台帳)
- ④ 地域の要件：半島地域・過疎地域
- ⑤ 廃棄物処理施設
 - ・クリーンセンターなんとう
 - ・南勢クリーンセンター
 - ・南勢一般廃棄物最終処分場
 - ・さいたエコ・センター
 - ・きはらコンポストセンター
 - ・ストックヤード(新設)



対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向性

1) 地域の特徴と循環型社会形成に向けた基本的な方向性

南伊勢町(以下、「本町」という。)は、紀伊半島東南部に位置し、東は志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は、熊野灘に面してリアス式海岸を有し、町域の6割が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな自然環境が保たれている。

主要な産業は、農林漁業であり、県下一の水産物の産地である。

このような地域特性のもと、本町のごみ処理の方針としては、現行の分別区分及び処理体制を維持していくことを基本とし、あわせて地域住民、事業者、行政の三者が一体となって、ごみの発生抑制、再利用、資源化に向けた取り組みを推進することにより、循環型社会の構築及び人と自然と産業との調和を目指す。

2) ごみ処理に関する基本的な方向性

本町のごみ処理は、本町が保有する「焼却施設(クリーンセンターなんとう)」及び「資源化施設(さいたエコ・センター)」で中間処理を行っている。

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは「焼却施設」で処理を行い、処理残渣は「最終処分場」で埋立処分している。令和5年度以降は、全量をメタン発酵発電施設で処理し、残渣(液肥)

についても有効利用を図る計画である。

資源ごみの「紙・古着」、「ビン類・ガラス類」、「缶・金属類」のうち南島地区分は、「クリーンセンターなんとう」に搬入後、資源化される。南勢地区分は、「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設、埋立処分施設)に搬入後、資源化されるが、令和5年度以降は、南勢クリーンセンターの解体跡地にストックヤードを整備し、南勢地区の資源物(紙・古着類)等の保管を行う。

公共施設・食品加工場排出残渣については「きりはらコンポストセンター」で堆肥化され町内の農業者に配布し有効利用されている。

資源ごみのうち、「その他プラスチック」、「白色トレイ」、「ペットボトル」、「発泡スチロール」については、「さいたエコ・センター」に搬入され資源化されている。

「焼却施設(クリーンセンターなんとう)」、「粗大ごみ処理施設(クリーンセンターなんとう)」及び「資源化施設(さいたエコ・センター)」から発生した焼却残渣や処理残渣のうち、南島地区分は、「最終処分場(クリーンセンターなんとう)」で埋立処分され、南勢地区分は、「南勢一般廃棄物最終処分場」で埋立処分されている。メタン発酵発電施設供用開始以降は、焼却残渣の発生は、原則として見込まない計画である。

3) 生活排水処理に関する基本的な方向性

本町は、公共下水道区域、農業集落排水区域、漁業集落排水区域、合併処理浄化槽区域で構成されている。

平成30年10月時点での汚水衛生処理率は74.1%である。

今後は以下の施策を展開することにより、汚水衛生処理率の向上を目指す。

- 公共下水道区域、農業集落排水区域及び漁業集落排水区域内においては、接続人口の増加を図る。
- 合併処理浄化槽区域では、非水洗処理、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(町設置型、個人設置型)への転換を図る。
- 混合し尿(生し尿・浄化槽汚泥)については「鳥羽志勢広域連合鳥羽志勢クリーンセンター」にて汚泥熱分解処理・堆肥化を行い地域の農業者に配布し有効活用する。メタン発酵発電施設供用開始以降は、メタン発酵発電施設で、全量処理し生成したバイオガスの有効活用を図る。
- 下水道汚泥については「きりはらコンポストセンター」及び民間業者にて堆肥化し、地域の農業者に配布し有効活用する。なお、余剰汚泥については「クリーンセンターなんとう」にて焼却処理を行う。

4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本町は、県が作成した三重県ごみ処理広域化計画では、伊勢志摩ブロックに位置付けられており、本広域化計画に基づき、平成17年～20年に近隣市とごみ処理の広域処理を検討したが、施設更新時期の相違や、東西に長い本町の地理的特性から収集運搬の非効率化等により、広域化に至らず、現在、町内の施設で処理している。ごみ処理については、現有処理体制を維持していく計画であるが、気候変動対策による地球温室効果ガス排出量削減や廃棄物を中心とした地域のバイオマス利活用促進のため、メタン発酵発電施設を整備し持続可能な適正処理体制を確保するとともに、地域のバイオマス資源を活用した新たな付加価値を創出していく計画である。また、人口減少の観点から広域化の検討も必要であり、隣接市とも必要に応じて協議を行っていく。

5) プラスチック資源の分別ルールの特発及び再商品化に係る実施内容

これまで、当町では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、分別収集、再商品化が進められてきたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物は、異物として除去され再商品化は行われていなかった。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物等として収集され、プラスチック使用製品廃棄物は異物として扱われ、わかりにくい状況にあったため、住民の方にわかりやすい分別ルールを通じて、プラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指し、以下のとおり、分別ルールの特発及び分別収集と再商品化を実施する。

① 分別ルールの特発

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品の使用を抑制するよう、広報紙、南伊勢町生活カレンダー(ごみカレンダー)やポスター等で特発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

② 分別収集と再商品化

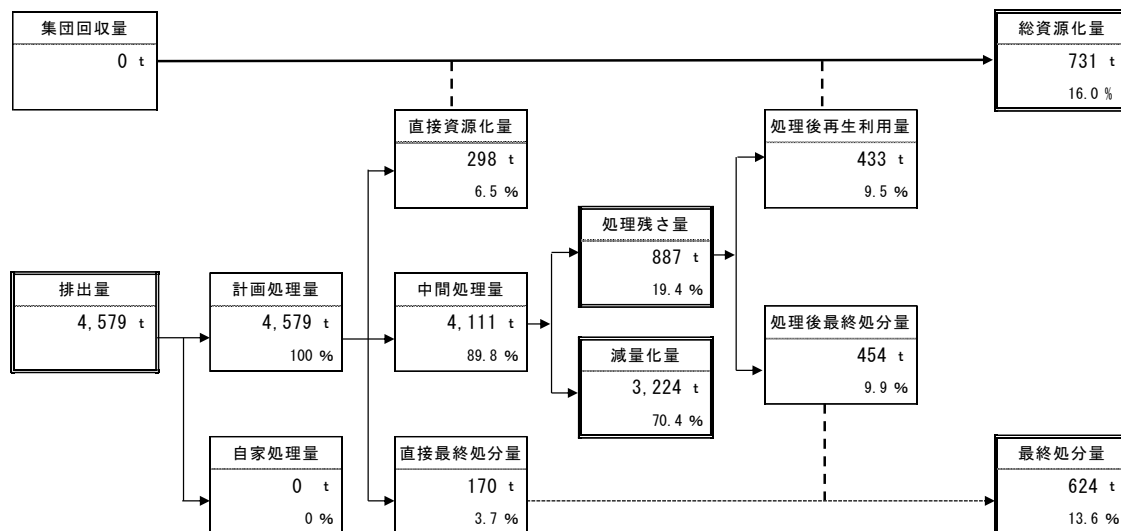
プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、資源ごみ処理施設「さいたエコセンター」にて分別・圧縮梱包しているプラスチック容器包装廃棄物と併せ、容器リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託する。

尚、分別の基準についてはプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きに従って行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2. 1 のとおりである。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2. 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 30 年度)

(2) 生活排水処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理及びし尿・汚泥等の排出量は図 2. 2 のとおりである。

$$\left[\text{汚水衛生処理率} = \frac{(\text{公共下水道} + \text{農業・漁業集落排水施設等} + \text{合併処理浄化槽の各人口})}{\text{生活排水処理対象人口 (行政区内人口)}} \right] \times 100$$

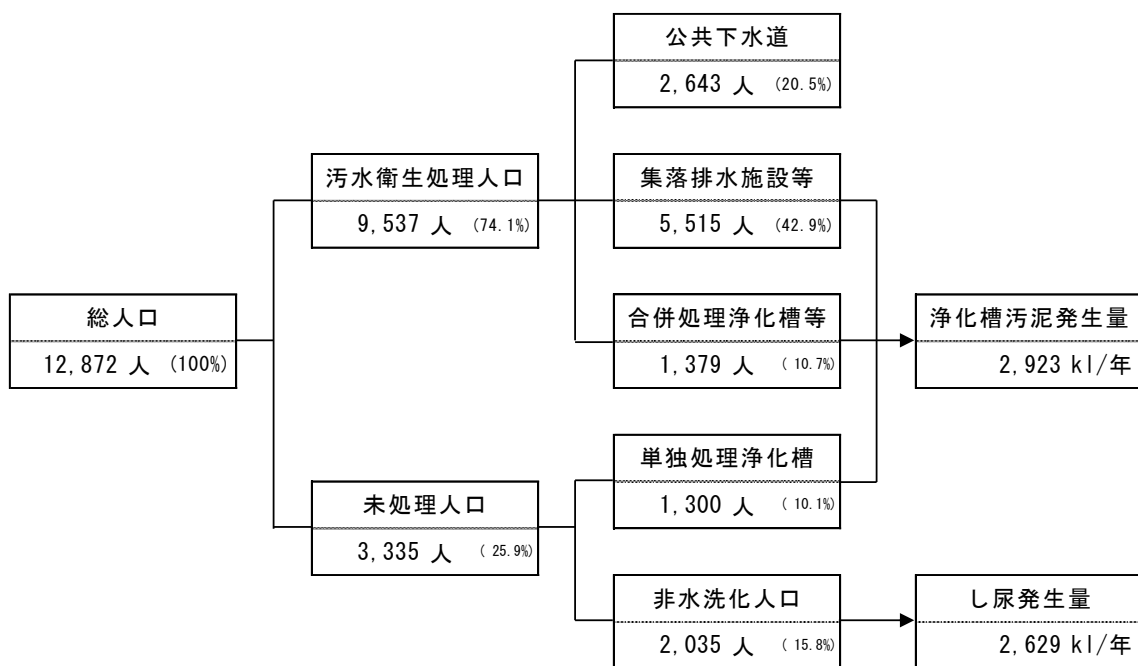


図 2. 2 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中においては、廃棄物の減量化、資源化を含め循環型社会の実現を目指し、表2.1のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2.1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	672 トン	437 トン (-35.0%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.05 トン/事業所	0.88 トン/事業所 (-16.2%)
	生活系 総排出量	3,907 トン	2,702 トン (-30.8%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	258 kg/人	252 kg/人 (-2.3%)
	合 計 事業系 生活系 排出量合計	4,579 トン	3,139 トン (-31.4%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	298 トン (6.5%)	213 トン (6.8%)
	総資源化量	731 トン (16.0%)	508 トン (16.2%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 及び熱利用量)	-	- MWh GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	624 トン (13.6%)	159 トン (5.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は 排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所あたりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人あたりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収量を除く。) [単位: トン]

総資源化量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

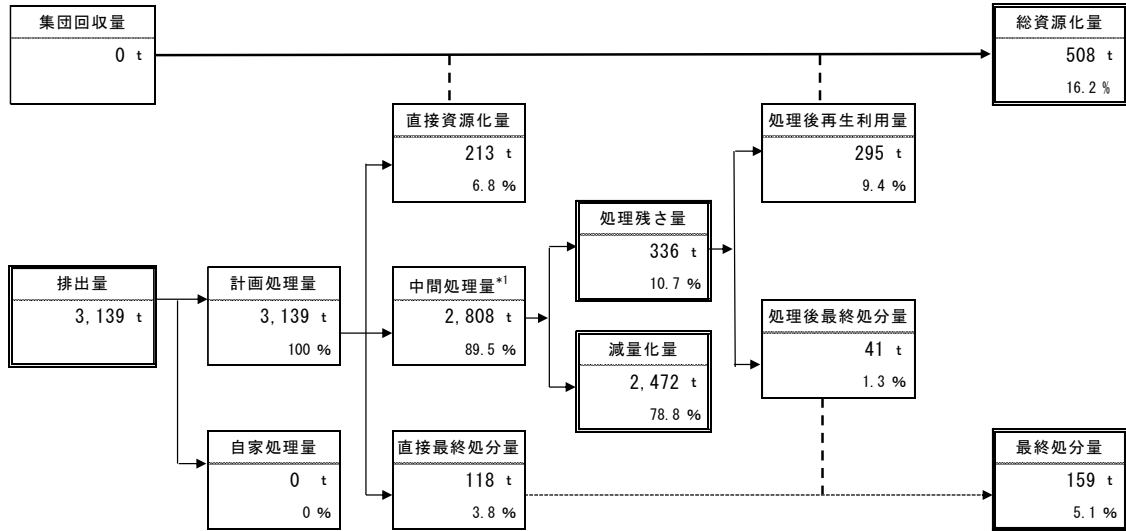
再生利用量

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣の量の差 [単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

本計画目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは、図 2.3 のとおりとする。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2.3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 7 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2.2に掲げる目標のとおり、公共下水道等の整備等を進めていくものとする。

表2.2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績*1	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	2,643人 (20.5%)	1,856人 (20.5%)
	農業集落排水施設等	5,515人 (42.9%)	3,983人 (44.0%)
	農業集落排水施設	829人 (6.5%)	542人 (6.0%)
	漁業集落排水施設	4,686人 (36.4%)	3,441人 (38.0%)
	合併処理浄化槽等	1,379人 (10.7%)	1,674人 (18.4%)
	未処理人口	3,335人 (25.9%)	1,547人 (17.1%)
合 計		12,872人	9,060人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,629キロリットル	719キロリットル
	浄化槽汚泥量	2,923キロリットル	2,627キロリットル
	合 計	5,552キロリットル	3,346キロリットル

*1 一般廃棄物処理事業実態調査

本計画目標達成時の生活排水の処理状況のフローは、図 2.4 のとおりとする。

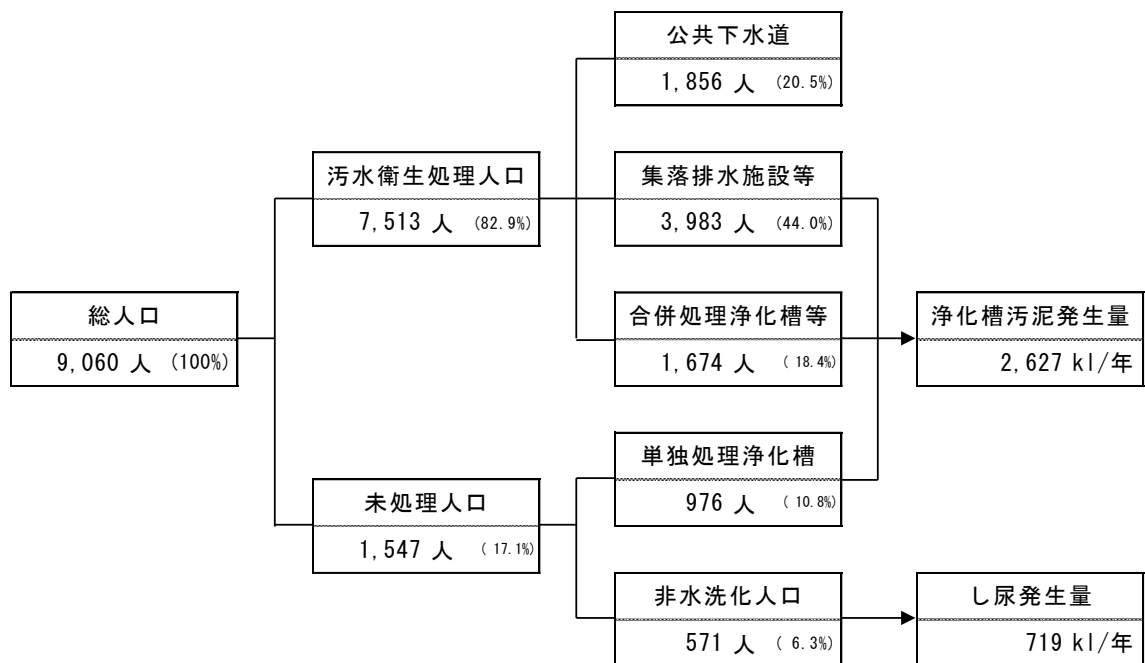


図 2.4 生活排水の処理状況フロー（令和 7 年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

1) 住民意識の向上【施策NO. 11】

住民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努める。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学会などの教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

① 啓発事業

地域の公民館などでリサイクルやごみ減量化に関する講習会を開催し、担当職員を派遣するなどし、住民とのコミュニケーションを図る。または資料等を作成し、住民に周知させる。

② 住民への周知

適正な分別への協力やごみ減量に関する記事を広報・ケーブルテレビ行政チャンネル(文字放送)等に掲載するなどして、住民へのリサイクルやごみ減量に対する啓発を行い意識の向上を図る。

③ 地域活動の支援

小・中学生を対象にごみ処理・処分施設の施設見学等の推進や環境教育を追求することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。また、成人については、環境問題に対する啓発を行うことにより、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みへの協力を要請する。

2) 協力体制の整備【施策NO. 12】

地域住民、事業者、行政が一体となっごみ問題について考えていくため、廃棄物減量化等推進審議会と共に時々の問題について協議する場をつくる。

また、住民及び事業者に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となる廃棄物減量化等推進員の配置を各自治会に働きかける。

3) ごみ処理の有料化の見直し【施策NO. 13】

現在、実施している指定袋による生活系ごみ及び粗大ごみの有料収集については、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、必要に応じて価格の見直しについて検討する。

また、直接搬入ごみや事業系ごみの処理手数料についても、必要に応じて見直しを検討していくものとする。

4) 過剰包装等の抑制 ~~【施策 NO. 14】~~

買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。また、各種団体と協力してレジ袋無料配布中止に取り組んでいるが、さらなる拡大に努める。

5) 資源回収システム等の整備 ~~【施策 NO. 15】~~

- 生ごみ減量化の推進のために、生ごみ処理機及びコンポスト容器については助成制度や、ぼかし肥の無料配布の拡充にも努める。
- フリーマーケットを開催する場所や情報を提供し、再使用（リユース）によるごみの減量推進の場を広げていく。
- 店頭回収するスーパーや集団回収を実施する住民団体等の数を増やし、資源回収の推進を図る。

6) 住民への協力要請 ~~【施策 NO. 16】~~

発生抑制、再使用の推進のために本町が推進する各種施策への協力を要請する。

① 資源等分別回収の促進

- ビン類、缶類、ペットボトル、古紙類、その他プラスチック類等については資源回収業者または、資源回収日に排出する。
- 家電4品目やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、極力引き取ってもらうようにし適正なルートでの処理・再生を行う。
- リターナブルビンについては、販売店等に戻すようにする。
- 白色トレイ、牛乳パック等の店頭回収や、本町の分別回収を積極的に利用する。
- 本町が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていく。

② 生ごみの減量化

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作れる分量を工夫するなどして残さず食事する。

また、生ごみは極力水切りするとともに、ぼかし肥による家庭内での堆肥化等に努める。

③ 使い捨て品の使用抑制等

使い捨て品の使用を極力避け、また、可能な限り物をむだに消費しない生活スタイルを心がける。

④ 再生品、不用品の再使用（不用品交換の推進）

トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努める。

また、フリーマーケットやガレージセールの場合、本町や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却または交換する。

7) 事業者への協力要請【施策NO.17】

発生抑制、再使用の推進のために排出事業者、製造事業者、流通業者・販売業者に対して、本町が推進する各種施策への協力を要請する。

① ごみ排出事業者への施策

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、減量化・再資源化計画を作成し実行していく。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図っていく。
- 「グリーン購入法等」を遵守し、事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。
- ごみを排出する場合は、処理施設へ直接搬入するか、一般・産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する。

② 製造事業者への施策

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 有効期限ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再生利用の意識高揚を促す。

③ 流通業者・販売業者への施策

- 食品トレイの店頭回収及び過剰包装の抑制や買物袋の持参等に協力してくれる販売店の協力体制を構築するとともに、各種団体と協力してエコバック持参推進の取組みを要請する。
- スーパー等に対し、ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収の協力・推進を要請する。
- 飲料、酒類のメーカー等に対して、自社製品の容器を再使用や再資源化できる体制づくりを進めていく旨を要請する。
- 過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 容器包装等の回収ルートを整備に努める。
- 家電製品等は買い替え時に極力引き取るように努める。

8) 生活排水対策【施策NO.18】

住民が生活排水の発生源である各家庭の台所、トイレ、風呂、洗濯機等からの生活排水に意識を傾け、水環境について正しく理解するための啓発活動を推進する。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後 ~~【施策 NO. 19】~~

生活系ごみの分別区分及び処理方法の現状と今後については、表 3.1 (P.14-15) のとおりである。

○燃えるごみ、可燃性粗大ごみ

【現 状】

燃えるごみは、「クリーンセンターなんとう」で全量焼却処理し、焼却灰については、「クリーンセンターなんとう」(最終処分場)及び「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設、埋立処分施設)で埋立処分している。

可燃性粗大ごみは、「クリーンセンターなんとう」で破碎処理の後、焼却処理している。南勢地区分は「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設・埋立処分場)に一時保管の後、「クリーンセンターなんとう」に搬入している。

【今 後】

メタン発酵発電施設供用開始以降は、全量をメタン発酵発電施設で処理(バイオガス化)するとともに、残渣(液肥)についても、有効利用を図る。また、可燃性粗大ごみのうち、南勢地区分は、令和5年以降は、新設するストックヤードに一時保管の後、メタン発酵発電施設で処理を行う。

○燃えないごみ及び粗大ごみ(不燃性)

【現 状】

燃えないごみは「クリーンセンターなんとう」及び「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設・埋立処分場)で、資源化可能物と不可能物に分別し、資源化可能物は資源化を行い、不可能物は埋立処分する。粗大ごみ(不燃性)は、「クリーンセンターなんとう」及び「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設・埋立処分場)で分別し、資源物は回収し、可燃分は「クリーンセンターなんとう」で焼却処理し、残渣は「クリーンセンターなんとう」(最終処分場)及び「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設、埋立処分施設)で埋立処分している。

【今 後】

燃えないごみは、現状の処理体制を維持する。粗大ごみ(不燃性)については、メタン発酵発電施設供用開始以降は、分別された可燃分をメタン発酵発電施設で処理する。

○資源ごみ(紙・古着、ビン類・ガラス類、缶・金属類)

【現 状】

南島地区分は「クリーンセンターなんとう」に、南勢地区分は、「南勢一般廃棄物最終処分場」(前処理施設、埋立処分施設)に搬入し、資源化可能物と埋立処分物に分別する。分別された資源化可能物は資源化し、埋立処分物は埋立処分している。

【今 後】

原則として、現状の処理体制を維持するが、南勢地区分の「紙・古着」は、新設

するストックヤードに保管の後、資源化する。

○資源ごみ（その他プラスチック、白色トレイ、ペットボトル、発泡スチロール）

【現 状】

「さいたエコ・センター」に搬入し資源化している。

【今 後】

現状の処理体制を維持する。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後-【施策NO. 20】-

事業系ごみは、事業者自らが減量化し、生活系ごみの分別区分に準じてクリーンセンターへ持ち込み、あるいは委託業者が収集し処理を行っている。

今後、事業者に対しては、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりの推進を要請していく。また、事業系食品残渣は、事業者自らが減量化し、メタン発酵発電施設供用開始以降は、資源として持ち込むよう指導する。

ウ. 生活排水処理の現状と今後-【施策NO. 21】-

現在、し尿及び浄化槽汚泥等は、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が収集し、鳥羽志勢クリーンセンターに運搬し処理を行っている。

処理により発生する汚泥は汚泥熱分解処理（肥料）及び堆肥化し、結晶固化塩類等の処理残渣は、埋立処分しており、今後もこの体制を継続する。なお、メタン発酵発電施設の供用開始以降は、メタン発酵発電施設で全量処理し、生成したバイオガスの有効活用を図る。



表 3.1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H30)			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃えるごみ	焼却	クリーンセンターなんとう (ごみ焼却施設)	3,615
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	クリーンセンターなんとう (一般廃棄物最終処分場) 南勢一般廃棄物最終処分場	276
粗大ごみ(可燃)	破砕・焼却	クリーンセンターなんとう (粗大ごみ処理施設) (ごみ焼却施設)	105
粗大ごみ(不燃)	破砕・選別・埋立	クリーンセンターなんとう (一般廃棄物最終処分場) 南勢一般廃棄物最終処分場	
資源ごみ	その他プラスチック	資源化	583
	発泡スチロール		
	白色トレイ		
	ペットボトル		
	ビン類 ガラス類		
	カン		
	紙類		
	古着		



今 後 (R7)					
区分	処理方法	処理施設等		処理量見込 (トン)	
		一次処理	二次処理		
燃えるごみ	バイオガス化	メタン発酵発電施設	-	2,468	
燃えないごみ	破砕・選別・埋立	クリーンセンターなんとう (一般廃棄物最終処分場) 南勢一般廃棄物最終処分場	資源化 埋立処分	192	
粗大ごみ(可燃)	バイオガス化	メタン発酵発電施設	資源化	61	
粗大ごみ(不燃)	破砕・選別・埋立	クリーンセンターなんとう (一般廃棄物最終処分場) 南勢一般廃棄物最終処分場	資源化 埋立処分		
資源ごみ	資源化	さいたエコ・センター	-	416	
					その他プラスチック
					発泡スチロール
					白色トレイ
					ペットボトル
					ビン類 ガラス類
					カン
					紙類
古着	-	クリーンセンターなんとう (仮称)南勢ストックヤード	-		

表 3. 1 補足 生活系ごみの分別区分とその廃棄物の主な内容

現 状 (H25)		
区分	収集頻度 収集場所	主なごみの例
燃えるごみ	週 3 回 ごみステーション	生ごみ、紙類や紙おむつなど、かばん、乾燥剤・くつ、食用油、木くず
燃えないごみ	月 2 回 ごみステーション	一斗缶以下の鉄類、小さな電気製品類、時計とアルミ箔、かさの骨、ナイフ・はさみ
粗大ごみ(可燃)	2ヶ月1回 ごみステーション	タンス、タタミ、机、フスマ、布団
粗大ごみ(不燃)	2ヶ月1回 ごみステーション	掃除機・ポット・家電品、ストーブ・ガス台、扇風機・オーディオ・傘、家電5品目
資源ごみ	その他プラスチック	週 1 回 ごみステーション シャンプー・洗剤・乳酸菌飲料などのボトル、 ボトルのふた、プリン・卵パック・コンビニな どの弁当容器・惣菜のパック 等 
	白色トレイ	週 1 回 ごみステーション 白色のトレイ
	ペットボトル	月 2 回 ごみステーション 識別表示マークがついたもの。 
	発泡スチロール	月 1 回 ごみステーション トロ箱、緩衝材類
	ビン類 ガラス類	月 2 回 ごみステーション ビン・ガラス・コップ、花びん・植木鉢、茶碗・皿などの食 器類、蛍光灯、茶色のビン、無色のビン、その他の色
	カン	月 2 回 ごみステーション アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・カートリッジ式ガス ボンベ、缶詰類
	紙類	月 1 回 ごみステーション 新聞、雑誌・その他紙、ダンボール、紙パック
	古着	月 1 回 ごみステーション 綿や絹の古布、シャツ・タオルなど



今 後 (R7)		
区分	収集頻度 収集場所	主なごみの例
燃えるごみ	週 3 回 ごみステーション	生ごみ、紙類や紙おむつなど、かばん、乾燥剤・くつ、食用油、木くず
燃えないごみ	月 2 回 ごみステーション	一斗缶以下の鉄類、小さな電気製品類、時計とアルミ箔、かさの骨、ナイフ・はさみ
粗大ごみ(可燃)	2ヶ月1回 ごみステーション	タンス、タタミ、机、フスマ、布団
粗大ごみ(不燃)	2ヶ月1回 ごみステーション	掃除機・ポット・家電品、ストーブ・ガス台、扇風機・オーディオ・傘、家電5品目
資源ごみ	その他プラスチック	週 1 回 ごみステーション シャンプー・洗剤・乳酸菌飲料などのボトル、ボトルの ふた、プリン・卵パック・コンビニなどの弁当容器・惣 菜のパック 等 
	白色トレイ	週 1 回 ごみステーション 白色のトレイ
	ペットボトル	月 2 回 ごみステーション 識別表示マークがついたもの。 
	発泡スチロール	月 1 回 ごみステーション トロ箱、緩衝材類
	ビン類 ガラス類	月 2 回 ごみステーション ビン・ガラス・コップ、花びん・植木鉢、茶碗・皿などの食器類、 蛍光灯、茶色のビン、無色のビン、その他の色
	カン	月 2 回 ごみステーション アルミ缶、スチール缶、スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ、 缶詰類
	紙類	月 1 回 ごみステーション 新聞、雑誌・その他紙、ダンボール、紙パック
	古着	月 1 回 ごみステーション 綿や絹の古布、シャツ・タオルなど

(3) 処理施設の整備

1) 廃棄物処理施設の整備

上記(2)の表3.1に示した処理体制で処理を行うため、表3.2のとおり必要な施設整備を行う。

表3.2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	整備施設種類 ストックヤード 施設名 (仮称)南伊勢町ストックヤード	南勢地域マテリアルリサイクル推進施設整備事業	約150m ²	南伊勢町船越2573番地1	R4	—

事業番号1 回収した資源ごみの保管及び資源物回収の効率化

2) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備は、表3.3のとおり行う。

表3.3 合併処理浄化槽の整備計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数(基) (平成30(2018) 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置 整備事業	南伊勢町	133	10	60	R2年度～ R6年度	—
公共浄化槽 等整備推進 事業	南伊勢町	397	75	505	R2年度～ R6年度	—
合計		530	85	565		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表3.4のとおり計画支援事業を行う。

表3.4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	ストックヤードマテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る事前調査・設計等事業	基本設計、実施設計、測量・地質調査等	R3

(5) その他の施策

地域循環型社会の形成を推進するために次の施策を実施する。

ア. 廃家電のリサイクルに関する普及啓発 ~~【施策 NO. 41】~~

廃家電のリサイクルは、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発する。

イ. 不法投棄対策 ~~【施策 NO. 42】~~

不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、事業者や周辺住民の協力のもと、監視・指導・防止体制の強化、定期的な清掃や看板等を設置して、不法投棄が行われないような環境づくりを推進する。また、こうした活動を行う住民団体や事業者などを積極的に支援し、不法投棄の撲滅に努めるものとする。

ウ. 災害廃棄物処理 ~~【施策 NO. 43】~~

災害等（市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故及び故障等を含む）に伴い発生した災害廃棄物は、本町の地域防災計画に基づき平成 22 年度に策定した災害廃棄物処理計画を平成 29 年度に更新することにより、多量に発生するごみの処理や一時保管等具体的内容を明確にした。災害時には、平成 16 年 10 月 29 日から適用されている「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づいて、県、広域連合、周辺自治体のほか廃棄物処理業者等の支援・協力を得ながら、災害廃棄物を迅速かつ円滑に除去するとともに、適正に処理処分する。また、災害発生時に備えて平常時に、三重県及び三重県内の各市町等で構成する三重県清掃協議会を通じて、災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡を行うことにより、県、広域連合、周辺自治体と連携した円滑な相互支援・協力体制の整備を図るとともに、一時保管場所及び処理・処分場所の確保に努め、機材・人員配置、地元対策などの調整を行うものとする。

エ. 海岸漂着物対策 ~~【施策 NO. 44】~~

三重県海岸漂着物対策推進計画において最重点地区に指定されている区域については、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、清掃活動を拡大・活性化するとしており、町の役割として回収、分別、運搬及びごみ処理施設における受入・処理に係る支援、協力等としている。

本町においても、三重県の対策推進計画に基づき、近隣市町とも連携し必要な支援及び協力体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

南伊勢町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

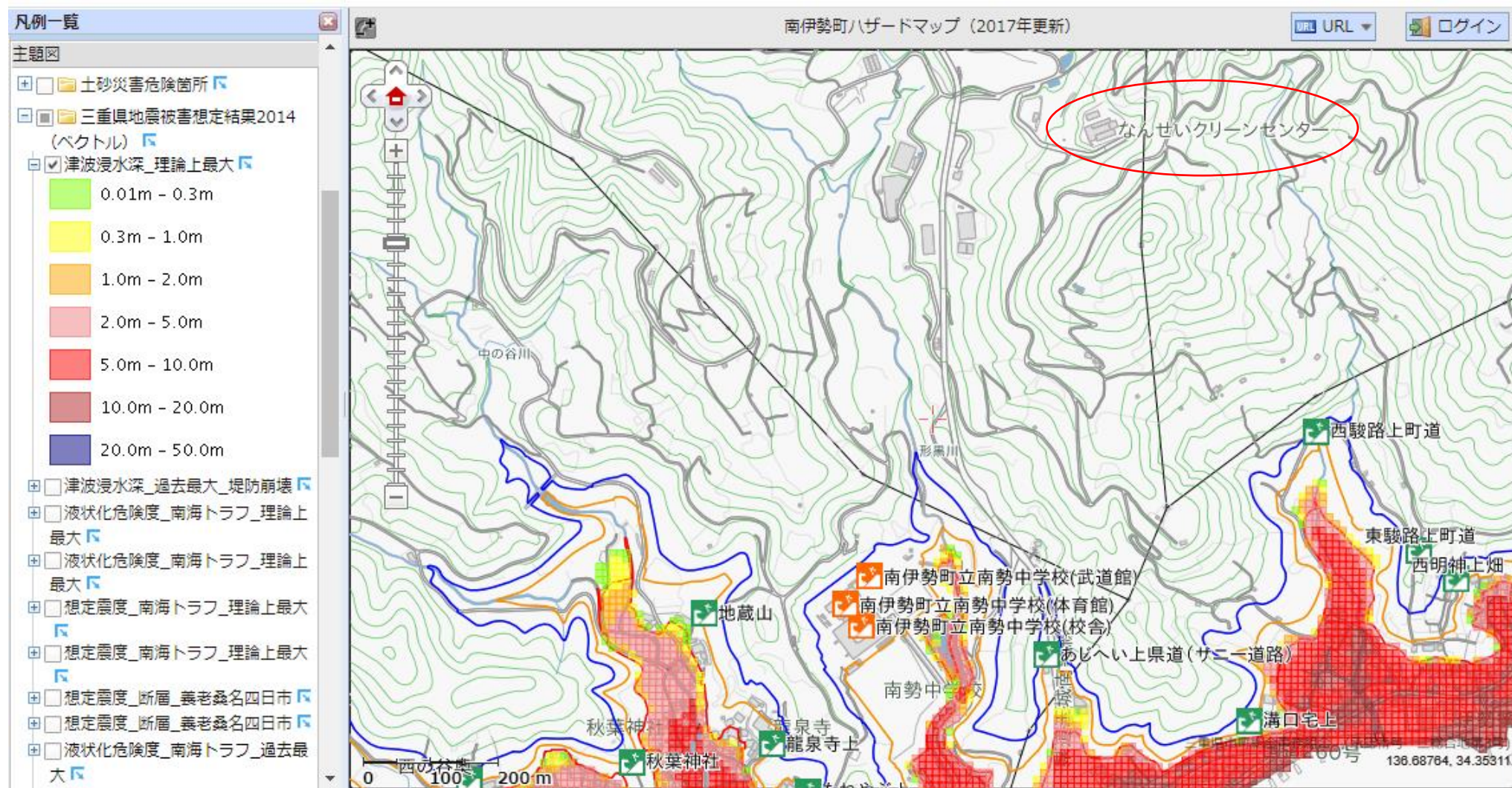
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況を評価する。

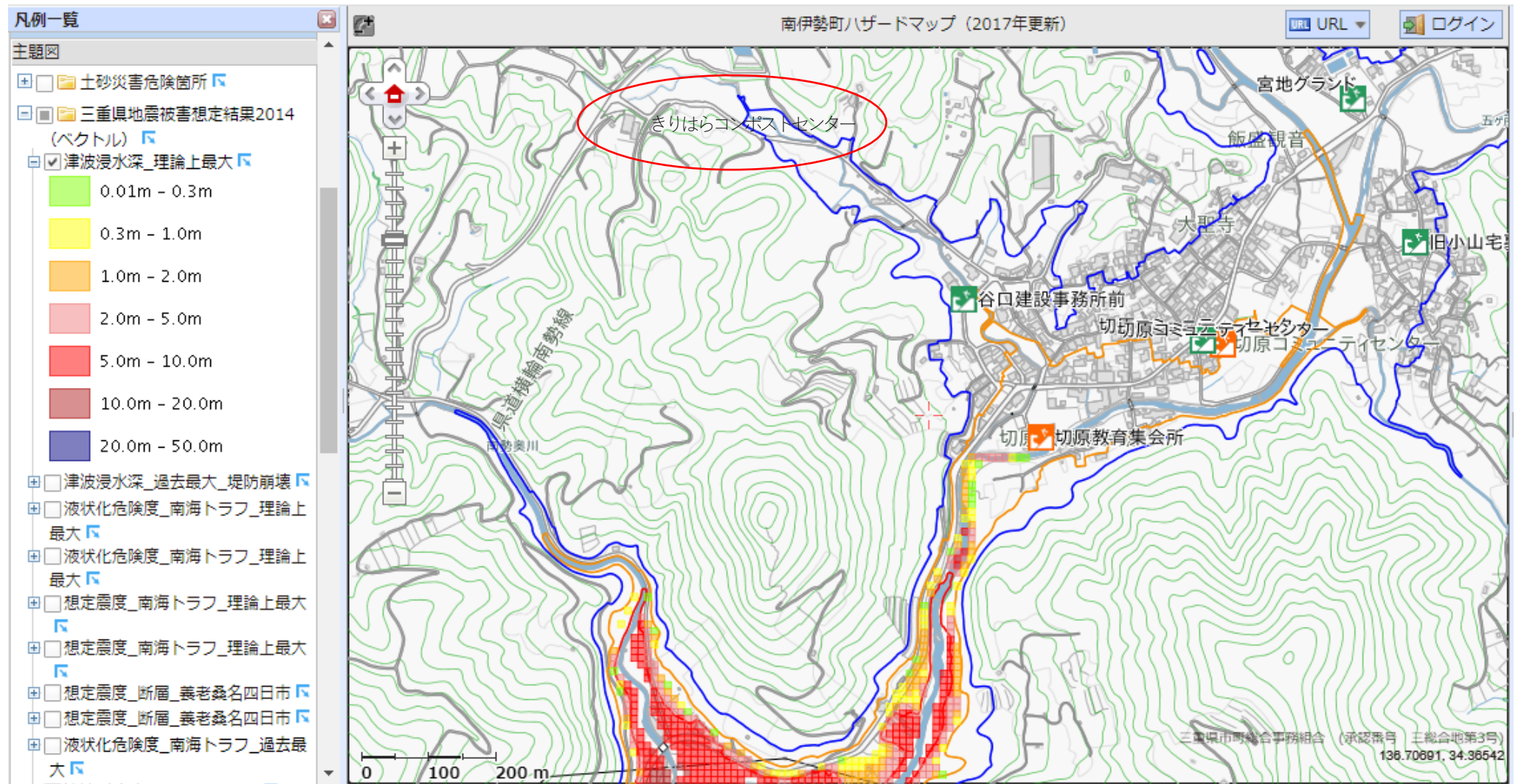
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定等に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

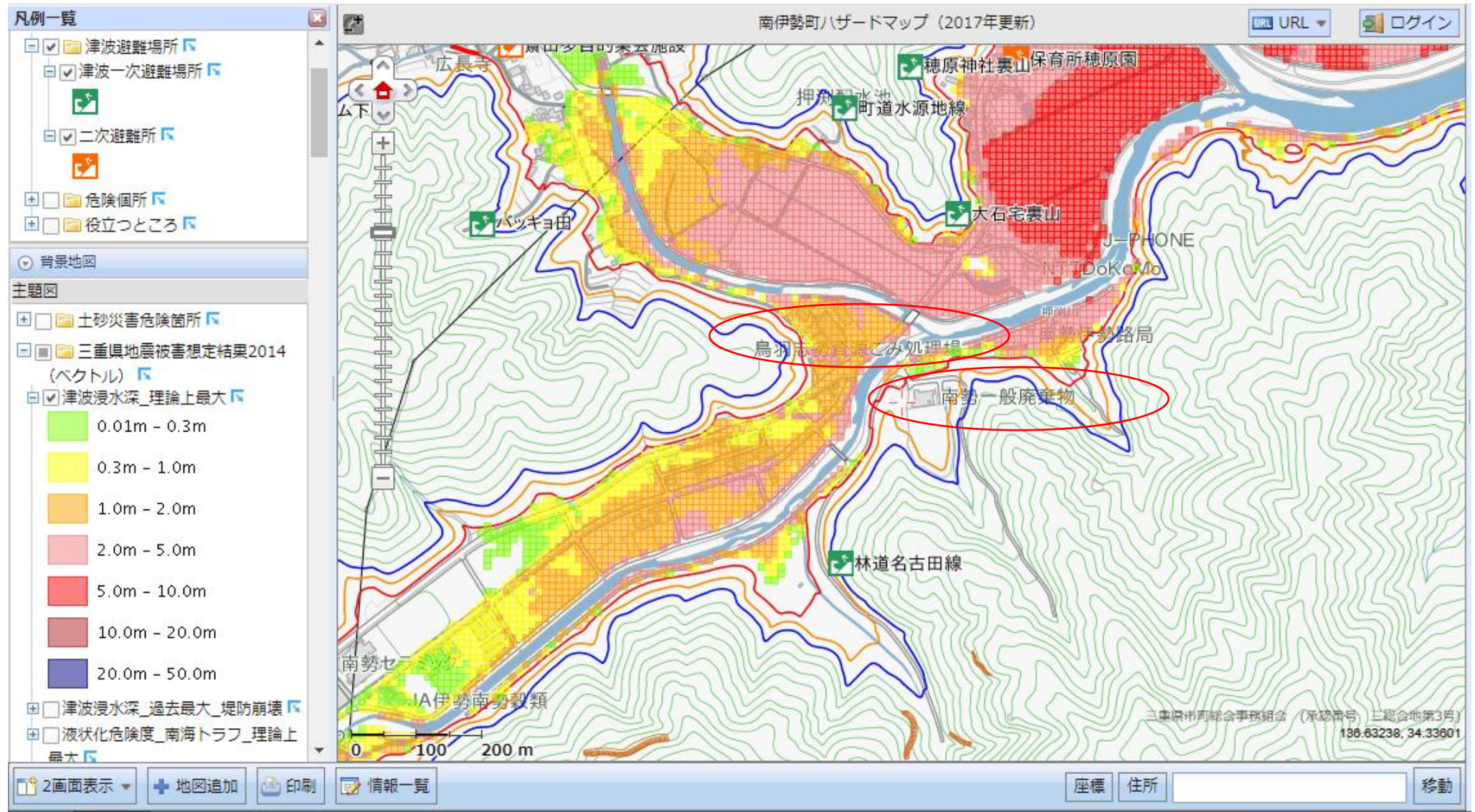
②南勢クリーンセンター周辺



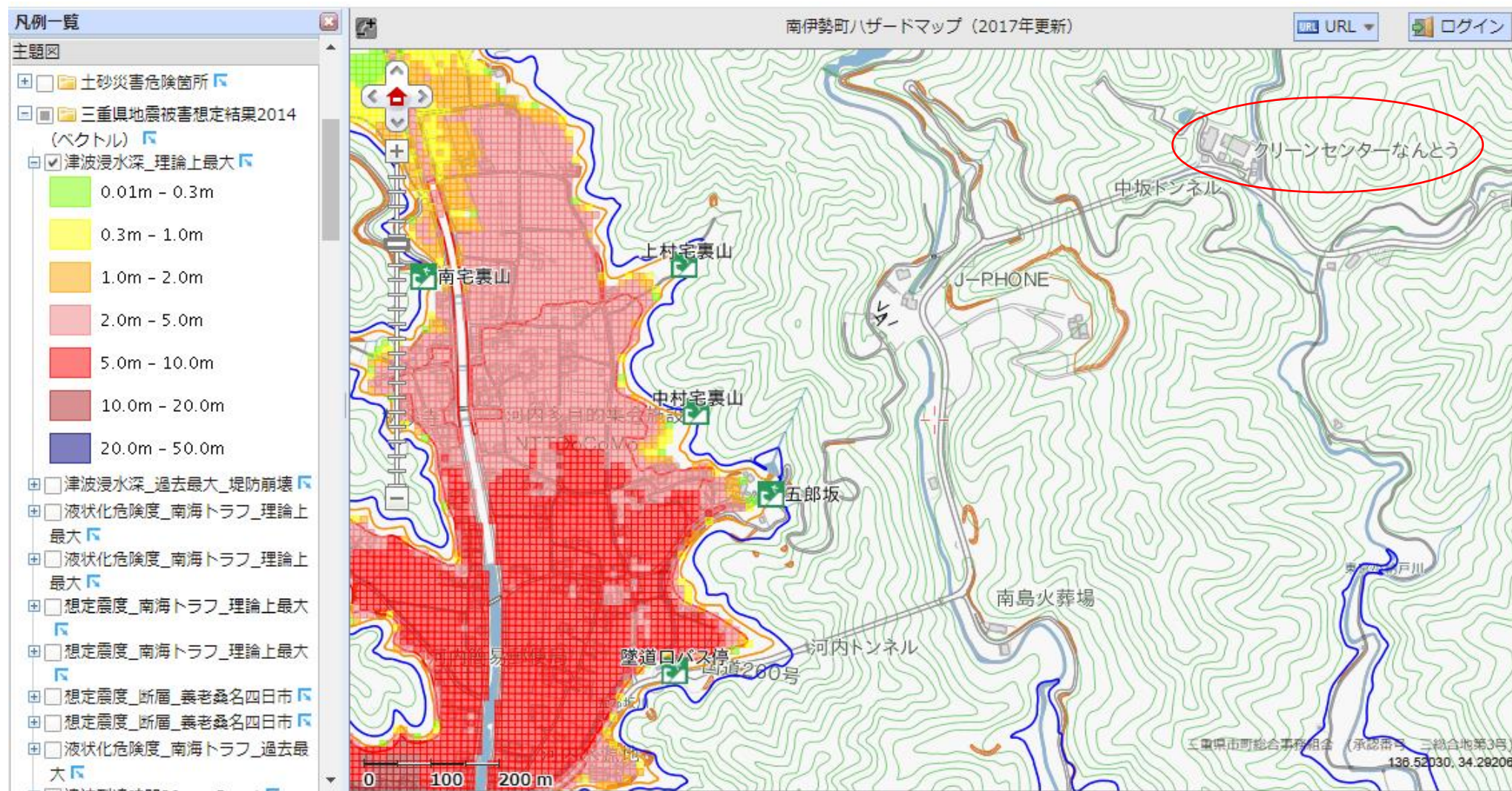
④きりはらコンポストセンター周辺



⑤さいたエコセンター（旧鳥羽志勢資源ごみ処理場）、⑥南勢一般廃棄物最終処分場周辺



⑦クリーンセンターなんとう周辺



鳥羽志勢クリーンセンター周辺

